

## 障害福祉事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても障害福祉サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等を支援するため、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等を運営する法人等に対し、予算の範囲内において障害福祉事業所等サービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

この要綱において、「障害福祉事業所等サービス継続支援事業」とは障害福祉事業所等サービス継続支援事業実施要綱（令和8年2月20日付け障政第566号静岡県健康福祉部障害者支援局長通知）（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業をいう。

### 第3 補助の対象、補助額

別表に掲げるとおりとする。

### 第4 交付の申請

#### (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）
- ウ 事業実施計画書（事業所・施設単位）（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める資料

#### (2) 提出期限

別に定める日まで

#### (3) 申請方法

障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等を運営する法人等は、原則として、静岡県内で運営する全ての障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等の申請額を取りまとめて、一括して知事に交付申請するものとする。

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠

書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。また、適正な補助金の交付を担保するため、当該経費の根拠資料について、知事からの求めがあった場合には、速やかに提出しなければならない。

- (6) この補助金と対象経費を重複して、他の予算制度に基づく、負担又は補助を受けてはならない。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）
- ウ 変更事業実施計画書（事業所・施設単位）（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める資料

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業所・施設別事業実績額一覧（様式第6号）
- ウ 事業実績報告書（事業所・施設単位）（様式第7号）
- エ その他知事が必要と認める資料

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(2)により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日まで

## 第8 請求の手続

- (1) 提出書類 各1部

請求書（様式第8号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第9 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた法人等に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

## 第10 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第9(1)により補助金の交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納

額を控除した額) 100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (2) 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、申請者が(1)又は(2)の規定により交付金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

## 第11 検査及び報告

- (1) 知事は、補助金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

## 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年度及び令和8年度分の補助金に適用する。

別表（第3関係）

| 対象事業所・施設  |                             | 補助基準額           | 対象経費  | 補助額（率）  |
|---|-----------------------------|-----------------|---|---|
| <b>【障害者総合支援法】</b><br>・ 居宅介護事業所<br>・ 行動援護事業所<br>・ 重度訪問介護事業所<br>・ 同行援護事業所<br><b>【児童福祉法】</b><br>・ 居宅訪問型児童発達支援事業所<br>・ 保育所等訪問支援事業所  | 1月あたり延べ訪問回数 200回以下          | 1事業所<br>あたり30万円 | 1 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応<br>（気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に障害福祉サービスを継続するために必要な費用）<br><br>2 災害備蓄等への対応<br>（災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な費用） | 消費税相当額を除いた対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して、いずれか少ない額とする。<br>（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。） |
|   | 1月あたり延べ訪問回数 201回以上 2,000回以下 | 1事業所<br>あたり40万円 |   |   |
|   | 1月あたり延べ訪問回数 2,001回以上        | 1事業所<br>あたり50万円 |   |   |
| <b>【障害者総合支援法】</b><br>・ 自立訓練（機能訓練）事業所<br>・ 就労移行支援事業所<br>・ 就労継続支援A型事業所<br>・ 就労継続支援B型事業所<br>・ 生活介護事業所<br><b>【児童福祉法】</b><br>・ 児童発達支援事業所<br>・ 放課後等デイサービス事業所  | 1月あたり延べ利用者数 300人以下          | 1事業所<br>あたり20万円 |   |   |
|   | 1月あたり延べ利用者数 301人以上 600人以下   | 1事業所<br>あたり30万円 |   |   |
|   | 1月あたり延べ利用者数 601人以上          | 1事業所<br>あたり40万円 |   |   |
| <b>【障害者総合支援法】</b><br>・ 自立生活援助事業所<br>・ 就労定着支援事業所<br>・ 就労選択支援事業所<br>・ 計画相談支援事業所<br>・ 地域移行支援事業所<br>・ 地域定着支援事業所<br><b>【児童福祉法】</b><br>・ 障害児相談支援事業所   |                             | 1事業所<br>あたり20万円 |   |   |
| <b>【障害者総合支援法】</b><br>・ 共同生活援助事業所<br>・ 宿泊型自立訓練事業所<br>・ 短期入所事業所（併設型、単独型）<br>・ 療養介護事業所<br>・ 障害者支援施設（施設入所支援事業所）<br><b>【児童福祉法】</b><br>・ 福祉型障害児入所支援施設<br>・ 医療型障害児入所支援施設<br><b>【生活保護法】</b><br>・ 救護施設<br>・ 日常生活支援住居施設 |                             | 定員1人<br>あたり6千円  |   |   |